令和６年

第８回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和６年８月 26 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について（９番佐々木　大輔委員、10 番西野　徳光委員）
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第１号議案　令和６年第６回総会第４号議案に対する議決の一部取消しについて
日程　６　第２号議案　農地法第３条の規定による買受適格証明の発行について
日程　７　第３号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　８　第４号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　９　第５号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　10　第６号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　11　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
日程　12　その他

○令和６年８月 27 日（火）　　９：00～
・第１回農地パトロール（１日目）
【東・五十沢・中之島地区】　　〈東・五十沢・中之島地区委員、事務局〉

○令和６年８月 28 日（水）　　９：00～
・第１回農地パトロール（２日目）
【薮神・大巻・石打地区】　　〈薮神・大巻・石打地区委員、事務局〉

○令和６年８月 29 日（木）　　９：00～
・第１回農地パトロール（３日目）
【浦佐・塩沢地区】　　〈浦佐・塩沢地区委員、事務局〉

○令和６年８月 30 日（金）　　９：00～
・第１回農地パトロール（４日目）
【大崎・六日町・上田地区】　　〈大崎・六日町・上田地区委員、事務局〉

○令和６年９月２日（月）　　９：00～
・第１回農地パトロール（５日目）
【城内地区】　　〈城内地区委員、事務局〉

○令和６年９月 17 日（火）　　10：30～
・第 102 回常設審議委員会
【新潟市　ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和６年９月 25 日（水）　　９：00～
・第９回農業委員会総会
【大和庁舎　旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　浩	３番	樋口　隆
４番	小幡　武重	５番	関　昭夫	６番	上村　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　敦
13 番	篠田　猛	14 番	片桐　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　実	推 12 番	林　幸次
推 13 番	小杉　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌
農林課主任	永山　豊樹	農林課主事	金井　徹

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和６年第８回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 24 名で合計 43 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、９番佐々木大輔委員、10 番西野徳光委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降６件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。こちらは６件です。

１番、２番は新潟県農林公社を仲介した契約の解約です。いずれも農地を贈与するための解約です。

３番、野際の田９筆、うち８筆が契約内容見直しのため解約で、残りの１筆は転用申請のための解約です。契約内容の見直しをする筆については利用権の設定が、転用申請をする筆については５条申請が後ほどあがってきます。

４番、四十日の登記田、現況畑１筆、売買のための解約です。

５番、滝谷の田１筆、借受人高齢のための解約です。

６番、蟹沢新田の田４筆、借受人高齢のための解約です。

（３）使用貸借の解約について

８ページをご覧ください。こちらは２件です。

１番、名木沢の田１筆、農地を贈与するための解約です。

２番、新堀の田２筆、砂利採取のための解約です。後ほど５条申請があがってきます。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。農業委員２番田邉委員。

２番田邉委員　　農地転用事実確認書の交付について、整理番号３番や６番のように事業完了日と現地確認日の期間がかなり空いてい

るのはなぜなのでしょうか。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　これらは申請者が全員相続人でして、この場合、当時転用の申請をされたのは被相続人の方です。通常は転用事業が完了した際に、転用事実確認証明で地目変更するのですが、それを怠っており、時代が変わって代が変わった後に今回の申請者が申請をしたということになります。そのため、現地確認日までの間が空いているといった状況になります。

議　　長　　田邉委員、よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第１号議案　令和６年第６回総会第４号議案に対する議決の一部取消しについて

議　　長　　日程５　第１号議案　令和６年第６回総会第４号議案に対する議決の一部取消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）
10ページをご覧ください。こちらの案件について、６月の総会の農用地利用集積計画で審議していただいたものの議決を一部取消しするものであります。
内容について説明させていただきます。
555番、556番ですが、555番で新潟県農林公社への農地の貸付け、556番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けをするという申請です。小栗山の田17筆、賃借権の設定で、対価はいずれも10ａあたり18,000円です。
557番、558番ですが、557番で新潟県農林公社への農地の

貸付け、558 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けをするという申請です。小栗山、片田、思川の田 22 筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 18,000 円です。

559 番、560 番ですが、559 番で新潟県農林公社への農地の貸付け、560 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けを行うという申請です。竹俣新田の田１筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 27,000 円です。

561 番、562 番ですが、561 番で新潟県農林公社への農地の貸付け、562 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けを行うという申請です。栃窪、塩沢の田 15 筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 10,000 円です。

563 番、564 番ですが、563 番で新潟県農林公社への農地の貸付け、564 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けを行うという申請です。舞子、中子新田乙の田２筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 60kg です。

565 番、566 番ですが、565 番で新潟県農林公社への農地の貸付け、566 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けを行うという申請です。下一日市の田１筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 17,500 円です。

567 番、568 番ですが、567 番で新潟県農林公社への農地の貸付け、568 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地の貸付けを行うという申請です。三郎丸の田３筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 21,000 円です。

これらの議決の取消しの経緯についての詳細は先月の全員協議会で説明したとおりです。農地中間管理機構を仲介した賃貸借については県知事の同意が必要となるのですが、申請書類が期日までに農林公社へ送達されておらず、新潟県知事の同意を得ることができなかったため、農用地利用集積計画の議決をして公告手続きをしても契約の効力が発生しないということで、今回、６月の総会で議決していただいた農用地利用集積計画の一部である、これら 14 件の議決を取り消すものです。つきましては、この議案にあがっている案件は全て農地中間管理機構を介した賃貸借であります。また、これら 14 件につきましては、後ほど第６号議案にて再度あがってきますので、そこで改めて審議していただくことになります。

以上です。

議　　長　関係委員がおられます。推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

（推 12 番林委員退席）

16 ページ　566 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。16 ページ 566 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、566 番案件については承認されました。林委員の除斥を解きます。

（林委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 1 号議案

令和６年第６回総会第４号議案に対する議決の一部取消しについては原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案は原案のとおり承認されました。

日程６　第２号議案　農地法第３条の規定による買受適格証明の発行について

議　　長　　日程６　第２号議案　農地法第３条の規定による買受適格証明の発行についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号議案朗読）

買受適格証明書については、先月の総会でも議案があがりましたので、詳細な説明を省かせていただきますが、申請者に農地所有の適格性があり、農地の競売や公売の入札資格があるということを農業委員会が証明するものであり、こちらの買受適格証明書の発行を以て、申請者は農地の競売や公売の入札に参加できるようになります。

内容の説明に移ります。18 ページをご覧ください。先月の総会であがってきた農地の競売について、追加で買受適格証明の願出が出てきております。

５番、竹俣の田２筆、467 ㎡、資料につきましては１ページをご覧ください。競売の詳細は備考欄のとおりで、今回の実施機関は新潟地方裁判所長岡支部です。入札期間は令和６年８月 26 日から令和６年９月２日、開札日は令和６年９月５日で、売却決定日は９月 18 日です。売却基準価格は 11 万円となっております。こちらの願出者は認定農業者であり、経営農地につきましてはすべて耕作されております。機械の所有状況や農作業の経験等から見て、農地を効率的に利用されることが見込まれますので、農地取得の適格性は問題ないものと考えております。

第２号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地法第３条の規定による買受適格証明の発行については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案は承認されました。

日程７　第３号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程７　第３号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第３号議案朗読）

20 ページをご覧ください。こちらは２件です。

99 番、四十日の田 12 筆、7,202 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 208 円です。こちらの農地ですが、譲受人の方が借り受けて耕作をされていた土地でして、これらを買い受けて引き続き耕作をしたいということであります。申請理由は借入地の取得です。

こちらの農地の譲受人の方の経営状況、機械の所有状況、それから農業の経験等から見まして、取得した農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であるものと考えております。

100 番、徳田新田の畑１筆、104 ㎡、売買による所有権移転

で、対価は㎡あたり 288 円です。こちらの農地は隣接農地を譲受人が耕作されていまして、このたび買い受けて一体的に耕作したいということであります。申請理由は経営規模拡大のためです。

こちらの農地の譲受人の方の経営状況、機械の所有状況、それから農業の経験等から見まして、取得した農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であるものと考えております。

第３号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案農地法第３条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案については原案のとおり承認されました。

日程８　第４号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程８　第４号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第４号議案朗読）

22 ページをご覧ください。こちらは１件です。

13番、早川の田１筆、740㎡、転用目的は、籾殻一時置場のためです。資料は２～４ページです。申請の内容ですが、経営規模の拡大に伴い籾殻の一時置場が不足してきたため、田面配布・堆肥化のための一時置場を確保するため、籾殻一時置場として利用したいというものです。通常、他人が所有している農地を農地以外の用途に使用するために、貸借または譲り受ける場合には農地法第５条の申請となりますが、今回の申請地は現在すでに賃借で借り受けている土地ですので、農地法第４条での申請となるものです。

この農地は、農用地区域内にある農用地ですが、農業用施設に使用するものであり、施設の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第４号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第４号議案農地法第４条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案は原案のとおり承認されました。

日程９　第５号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程９　第５号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

宮下主事。

宮下主事　（第５号議案朗読）

24ページをご覧ください。こちらは７件です。

40番、野際の田１筆、2,973㎡、賃借権の設定で転用目的は育苗施設建設のためです。資料は５～７ページです。申請の内容ですが、譲受人は、経営規模拡大により既存の育苗施設が手狭になってきたことからプール育苗用の施設を増設したいこと、作業効率向上のため採石等を敷き地盤の強化を図りたいことから、育苗施設を建設したいというものであります。

この農地については、農用地区域内にある農地で、農用地でありますが、農業用施設に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

41番、青木新田の登記田、現況畑１筆の内、228㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については８～10ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在の住居が手狭になってきたことから、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

42番、泉盛寺の畑１筆、92㎡、使用貸借権の設定で転用目的はカーポート建築のためです。資料については11～13ページです。申請の内容ですが、譲受人は、車の増加や農機具保管場所の確保のため、新たにカーポートを建築したいというものであります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地をカーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

43番、南田中の田１筆、364㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅及びカーポート建築のためです。資料については14～16ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在

両親と同居しておりますが、独立するため住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅及びカーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

44 番、山崎の田３筆、合計 5,654 ㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、17～19 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和６年 10 月１日から令和８年６月 30 日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30 a を超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

45 番、新堀の田２筆、合計 5,688 ㎡、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については、20～22 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和６年９月 18 日から令和８年５月 31 日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30 a を超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

46 番、深沢の田２筆、合計 5,792 ㎡、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については、23～25 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和６年９月 18 日から令和８年５月 31 日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30 a を超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

第５号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。推進委員２番松田伸児委員の除斥を求めます。

（推２番松田委員退席）

24 ページ　40 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24 ページ 40 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、40 番案件については原案のとおり承認されました。松田委員の除斥を解きます。

（松田委員着席）

続いて、農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

24 ページ　41 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24 ページ 41 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、41 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第５号議案は原案のとおり承認されました。

日程 10　第６号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程 10　第６号議案　農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第６号議案朗読）

27 ページをご覧ください。こちらは 29 件です。

598 番、泉盛寺の田３筆、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 223 円です。資料は 26 ページをご覧ください。こちらはあっせんの申出があった農地であり、耕作者とのあ

っせんが成立したということで、申請理由が賃貸人との売買のためとなっております。

599 番、浦佐の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

600 番、余川の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

601 番、余川の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

602 番、野際の田８筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

603 番、上薬師堂の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

604 番、大木六の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

605 番、606 番は関連案件で、605 番で所有者から農地中間管理機構に農地を貸し付け、606 番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。鰕島、芹田、一村尾の田７筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 17,000 円です。

607 番、608 番は関連案件で、607 番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、608 番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。山崎、茗荷沢の田５筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 28,000 円です。

609 番、610 番は関連案件で、609 番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、610 番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。大桑原の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。

611 番、612 番は関連案件で、611 番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、612 番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。小栗山の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 18,000 円です。

613 番、614 番は関連案件で、613 番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、614 番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。小栗山、片田、思川の田 22 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり

18,000円です。

615番、616番は関連案件で、615番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、616番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。山口の田15筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり200円です。

こちらの案件について、対価が非常に安くなっておりますが、耕作条件の悪い土地ということで、このような価格になっているとのことです。

617番、618番は関連案件です。617番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、618番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。竹俣新田の田１筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり27,000円です。

619番、620番は関連案件です。619番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、620番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。栃窪、塩沢の田15筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり10,000円です。

621番、622番は関連案件です。621番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、622番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。舞子、中子新田乙の田２筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり17,500円です。

623番、624番は関連案件です。623番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、624番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。下一日市の田１筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり17,500円です。

625番、626番は関連案件です。625番で所有者から農地中間管理機構へ農地を貸し付け、626番で農地中間管理機構から借受人へその農地を貸し付けるという内容です。三郎丸の田３筆、賃借権の設定で、対価は10ａあたり21,000円です。

第６号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。推進委員２番松田伸児委員の除斥を求めます。

（推２番松田委員退席）

27 ページ　602 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 602 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、602 番案件については原案のとおり承認されました。松田委員の除斥を解きます。

（松田委員着席）

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

（推 12 番林委員退席）

37 ページ　624 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37 ページ 624 番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい

ませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、624 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

（林委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第６号議案農用地利用集積計画（案）については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第６号議案は原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（９時 50 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（10 時 30 分再開）

日程 11　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議　　長

日程 11　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。農林課永山主任。

永山主任

（協議第１号朗読）

39 ページをご覧ください。令和６年８月 16 日付で、南魚沼市長より南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についての協議書を提出いたしました。

変更事項といたしましては農用地区域の編入についての協議が１件、農用地区域からの除外についての協議が２件になります。

40 ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更理由書でございます。マスタープランの変更につきましては今回ございません。

農用地利用計画の変更について、まず編入についてですが、畔地新田[redacted]ほか 18 筆、14,759 ㎡の編入です。

続いて、除外についてですが、１件目は茗荷沢[redacted]ほか４筆、6,656 ㎡の除外でして、除外後の用途は資材及び残土置場です。

２件目は、長崎[redacted]ほか１筆、627 ㎡の除外でして、除外後の用途は住宅用地です。

これら２件の面積の合計は 7,283 ㎡になります。

個別の説明に移ります。42 ページをご覧ください。

付図番号１、変更の概要の編入の理由についてですが、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の多面的機能支払制度に取り組むため、編入を行うものです。編入する土地は編入箇所の概要にあるように、畔地新田、原、津久野の計 19 か所です。土地改良事業等の実施については該当ございません。

44～45 ページは位置図、46～51 ページまでが地番図、52～53 ページは変更箇所詳細図になります。52 ページを見ていただきますと、畔地新田、原の当該地については、集団的な編入にはなっていないのですが、目的が多面的機能支払制度に取り組むための編入であることや、54 ページから添付している土地所有者の同意もあることから、問題のない編入と

考えております。

続きまして除外です。62ページをご覧ください。

付図番号２、変更の概要の開発の目的についてです。

当該地は平成19年に法第10条４項の適用を受け、道路として整備された土地でございます。当該周辺の道路におきましては消雪施設の改修等により、消雪状況に変化が生じており、また当該施設の現在までの利用状況を鑑み、道路としての管理を見直したく、用途を変更するものでございます。

当該地は長年道路として利用されてきたことから、当該地を除外しても周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはなく、また、整備計画達成のための一般的な土地利用に支障がないことから、法第 10 条３項各号非該当として除外するものになります。開発全体面積は6,656㎡、変更する土地の概要は記載のとおりです。

農林事業の実施状況につきましては、該当ございません。

続いて、補足説明です。位置選定経過ですが、法第10条４項の適用を受けて道路として開発した土地が長年の利用形態により法第 10 条３項の各号に該当しなくなったものであることから、当該地のほか選定箇所はないものと考えております。土地提供農家等に対する営農確保措置につきましては、現況が道路であるため、該当ございません。開発に伴う排水処理につきましては、雨水は南側及び西側の道路側溝に流出させ、開発に伴う新たな排水系統の設置はございません。また、開発等に係る関係法令等の調整、その他の参考資料はございません。

64ページは法第10条３項各号の要件に係る非該当理由について記載されております。非該当理由につきましては表記載のとおりです。

65 ページは位置図、66～67 ページは地番図になります。現在、この[redacted]は合筆されて１筆になっておりますが、農振計画上はいまだ５筆残っていることから、[redacted]ほか４筆を除外しますというような形の協議になっております。

68ページは変更箇所詳細図です。

続いて、２件目の除外案件です。69ページをご覧ください。

付図番号３、開発の概要ですが、開発目的は一般住宅の建築、開発全体面積は627㎡です。変更する土地の概要は記載

のとおりであります。

農林事業の実施状況ですが、当該地は多面的機能支払制度の対象区域になっております。これにつきましては、現在変更手続中でございます。

70ページをご覧ください。位置選定経過の必要規模に係る説明ですが、一般住宅、カーポート、物置、来客等駐車スペース、雪処理場の計627㎡が必要とのことです。また、位置選定経過として立地条件に見合う9か所について検討したということで、その検討結果を記載してございます。

71ページをご覧ください。土地提供農家に対する営農確保措置につきましては記載のとおりです。

開発に伴う排水処理につきまして、排水処理は公共下水道に接続、雨水は敷地に傾斜をつけて北側水路に流します。このことは南魚沼土地改良区と協議済みです。開発に係る関係法令等の調整状況につきましては、農地転用に関して協議済みです。そのほか、参考となる資料として記載のあるものを添付してございます。

72～73ページは、法第13条２項の要件に係る適合理由であります。除外をする理由についてですが、事業者は自宅で長男家族５人と同居しておりますが、孫３人のうち２人が小学生になり、自宅が手狭になってきたことから、新たな住宅を必要としております。

孫の看護等が必要の際は同居時と変わらない支援が必要であることや、将来的に自身の介護が必要になった際のことを考慮し、自宅近辺に建築する必要がございます。

規模については建築面積や雪処理場等の必要性から適当であると考えます。

申請人は農用地区域外に用地を求めましたが、土地所有者や耕作者の意向等から、立地条件を満たす土地を求めることができなかったため、やむを得ず当該地を選定したものでございます。

続いて、74ページに位置図、75ページに地番図、76ページに変更箇所詳細図がございまして、先ほど申し上げました位置選定経過に関わる9か所の土地の所在がこの変更箇所詳細図に記載されております。

以降は77ページに計画図、78ページに建物等配置図、79

	ページに排水系統図、80 ページに開発スケジュール、81～82 ページが土地所有者及び隣接土地所有者の同意書となっております。 以上で農業振興地域整備計画の変更協議について説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 10 番山岸委員。
推 10 番山岸委員	編入の案件の説明の際に出てきた同意書について、林市長宛ての同意書と広域協定の会長宛ての同意書の２種類に分かれているのですが、区分が分かれているのでしょうか。
議　　長	永山主任。
永山主任	この同意書は任意の様式でして、決まった形というものはありません。この編入は多面の事務局から申出があって、今回の変更協議にあがってきているのですが、その同意を取る際に、宛名を市長にしたものと広域協定の会長宛てにしたものの２種類を配ってしまったとのことです。しかし、先に申し上げたように、こちらの様式は任意の様式であることから、特に修正の必要はないと考え、２種類の宛名となっておりますが、添付をしているといった次第でございます。
議　　長	山岸委員、よろしいでしょうか。
推 10 番山岸委員	そうすると、今後こういった申請の同意書に関して多面の事務局に直接提出する場合には、地域協定の会長宛てとした方がよいのか、直接市長宛てにすべきなのか、どちらになるのでしょうか。
議　　長	永山主任。
永山主任	基本的には申出者になります。この場合ですと、五十沢広域協定さん宛ての書類として考えるものです。ですので、今後似たような手続きをされる際には、基本的に広域協定の会

長宛てとしていただければと思います。

議　　長　　山岸委員、よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号については原案のとおり承認されました。

日程 12　その他

議　　長　　日程 12　その他についてですが、何かありますでしょうか。無いようでしたら、私の方からお願いいたします。
・認定農業者との意見交換会の内容について
他にございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長　　明日から農地パトロールが始まります。皆様大変ご多用中ではありますが、またご協力をお願いしたいと思います。
また、農地パトロールの期間中につきましては、皆様もご存じかと思いますが、台風 10 号が近づいてきております。
あまりの強風でしたり、あとは大雨が降っている中では、現地をまともに見て回れないというような状況も考えられなくはありませんので、恐れ入りますが、当日の天候を確認させていただきまして、悪天候の場合、当日連絡というような形になってしまうのですが、延期というような形もとらせ

ていただきたいと思います。

延期の場合は、８時半ぐらいまでに、事務局から皆様方の携帯電話のほうに連絡をさせていただきたいと思います。予定どおり実施の場合は、連絡いたしません。

また、振替日につきましては、いつやるかについても、延期の連絡のときに伝えることが難しいので、早急に検討いたしまして、また再度ご連絡したいと思います。直前の連絡になって申し訳ないのですが、そういうことでお願いしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　　他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長　　先ほど一之谷の方からも説明がありましたが、本日の次第の裏面に今後の日程ということで、農地パトロールの日程が載っておりますので、明日からよろしくお願いいたします。来月の総会につきましては、９月 25 日の９時からです。また、総会の招集通知の際にも連絡しますが、活動記録簿の提出月でもありますので、併せてお願いいたします。

議　　長　　他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

（10 時 50 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　６年　１０月　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	佐 々 木　　大 輔
会 議 録 署 名 委 員	西　野　　徳　光